

○公営住宅等整備事業対象要綱（平成 17 年 8 月 1 日国住備第 37 号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
<p><b>公営住宅等整備事業対象要綱</b></p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 8 月 1 日 国住備第 37 号 住宅局長通知</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和 6 年 3 月 29 日国住備第 462 号</p> <p><b>第 1</b> （略）</p> <p><b>第 2 用語の定義</b></p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 標準主体附帯工事費</p> <p>標準主体附帯工事費は、以下のイ及びロにより算出した額とする。</p> <p>イ 標準主体附帯工事費</p> <p>標準主体附帯工事費は、住宅の戸数に、令和 <u>6</u> 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月 <u>29</u> 日付け国住備第 <u>459</u> 号、国住整第 <u>123</u> 号、国住市第 <u>87</u> 号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。）別表第 1（以下「別表第 1」という。）その 1 に掲げる 1 戸あたりの主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額に標準建設費等共同通知別表第 2 の「加算額」欄に定める額（同表「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合に限る。）を加算した額とする。ただし、当該事業が複数年度にわたる場合で、事業実施当初年度の翌年度以降に実施する事業についての標準建設費等については、</p>	<p><b>公営住宅等整備事業対象要綱</b></p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 8 月 1 日 国住備第 37 号 住宅局長通知</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和 5 年 3 月 31 日国住備第 476 号</p> <p><b>第 1</b> （略）</p> <p><b>第 2 用語の定義</b></p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 標準主体附帯工事費</p> <p>標準主体附帯工事費は、以下のイ及びロにより算出した額とする。</p> <p>イ 標準主体附帯工事費</p> <p>標準主体附帯工事費は、住宅の戸数に、令和 <u>5</u> 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日付け国住備第 <u>473</u> 号、国住整第 <u>50</u> 号、国住市第 <u>115</u> 号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。）別表第 1（以下「別表第 1」という。）その 1 に掲げる 1 戸あたりの主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額に標準建設費等共同通知別表第 2 の「加算額」欄に定める額（同表「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合に限る。）を加算した額とする。ただし、当該事業が複数年度にわたる場合で、事業実施当初年度の翌年度以降に実施する事業についての標準建設費等については、</p>

事業実施当初年度の標準建設費等とすることができるものとする。

ロ 標準主体附帯工事費の特例

(1)・(2) (略)

(3) 北海道において燃料庫を設ける場合

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1その1に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費に 415,000 円 (燃料庫の床面積が 3.3 m<sup>2</sup>未満のときは、415,000 円に当該燃料庫の床面積を 3.3 m<sup>2</sup>で除した数値を乗じて得た額) を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、イの規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除するものとする。

五・六 (略)

第3 (略)

第4 公営住宅等の建設等に係る対象額

第3第1項第一号の公営住宅等の建設等及び第3第1項第三号の借上げ公営住宅等の建設等に係る対象額は、次に掲げる費用(買取りの場合にあっては次に掲げる費用相当分)を合計した額とする。

一・二 (略)

三 共同施設整備費

共同施設(駐車場を除く。)の整備に要する費用(市街化調整区域(都

事業実施当初年度の標準建設費等とすることができるものとする。

ロ 標準主体附帯工事費の特例

(1)・(2) (略)

(3) 北海道において燃料庫を設ける場合

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1その1に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費に 380,000 円 (燃料庫の床面積が 3.3 m<sup>2</sup>未満のときは、380,000 円に当該燃料庫の床面積を 3.3 m<sup>2</sup>で除した数値を乗じて得た額) を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、イの規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除するものとする。

五・六 (略)

第3 (略)

第4 公営住宅等の建設等に係る対象額

第3第1項第一号の公営住宅等の建設等及び第3第1項第三号の借上げ公営住宅等の建設等に係る対象額は、次に掲げる費用(買取りの場合にあっては次に掲げる費用相当分)を合計した額とする。

一・二 (略)

三 共同施設整備費

共同施設(駐車場を除く。)の整備に要する費用(市街化調整区域(都

市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項に規定する区域をいう。）土砂災害特別警戒区域若しくは災害危険区域（建築基準法第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域のうち、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域をいう。）又は地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域をいう。）と重複する区域に限る。）内において、公営住宅を除却し、除却後の土地に再建等する場合又は都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 1 項に規定する住宅等を新築する場合であつて、同条第 5 項の規定に基づく公表に係るものである場合は、当該費用の 3 分の 2 に相当する額とする。）

2 （略）

第 5 ～ 第 13 （略）

附 則 （略）

附 則

第 1 条 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 令和 6 年度末までに調査設計に着手する場合は、本要綱第 4 第 1 項第三号の規定の適用については、なお従前の例による。

市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項に規定する区域をいう。）若しくは土砂災害特別警戒区域内において、公営住宅を除却し、除却後の土地に再建等する場合又は都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 1 項に規定する住宅等を新築する場合であつて、同条第 5 項の規定に基づく公表に係るものである場合は、当該費用の 3 分の 2 に相当する額とする。）

2 （略）

第 5 ～ 第 13 （略）

附 則 （略）

（新設）